

平成 28 年 11 月 28 日

お各さま各位

豊橋商工信用組合

**重 要**

**キャッシュカード振込機能利用制限のご案内**

平素は当組合に格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

現在、振り込め詐欺等特殊詐欺が多発している状況であり、特に金融機関店舗外の無人 ATM 機を利用した還付金詐欺が増加しております。

当組合としては、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、下記の内容でキャッシュカード振込機能の利用制限を実施させていただきます。

お客さまには、ご不便をお感じになる場合もあろうかと存じますが、なにとぞご理解賜わりますようお願い申し上げます。

記

下記の条件に該当するお客様は、キャッシュカードによるお振込を制限させていただきます。

1. 開始日

- 平成 28 年 11 月 28 日（月）

2. 対象となるお客さま

- 年齢が 70 歳以上になられる方 且つ
- ATM をご利用し、3 年以上キャッシュカードによるお振込をされていない方

3. 上記のお客さまがキャッシュカードによるお振込を希望される場合

1,000円以上のお振込を希望される場合は、平日の営業時間内に当組合窓口へお申し出下されば、本人確認の上でお振込を可能とします。

キャッシュカードによる他のお取引（お預入れ、お引き出し等）は、従来通りご利用可能です。

以上



**豊橋商工信用組合**